



みまもり通信 <2022年12月号> その164

孫にスマホを貸したら 高額な請求がきた！



「孫にスマホを貸したら、オンラインゲームで高額な課金をしていた。『子どもが無断でしたことなので請求を取消してほしい』と申し出たが断られた」と相談がありました。

インターネット上では子どもが課金した事を証明するのは難しく、「未成年者の契約取消し」が認められないことがあります。子どもにスマホやゲーム機を使わせる場合は、利用制限を設定し、家族でネット利用のルールを決めましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ



みまもい通信 <2023年1月号> その165

通信販売の『定期縛りなし』に注意！



「スマホでシミ取り効果があるクリームの広告を見つけた。『定期縛りなし』とあったので1回だけと思い注文したが、2回目が届き高額な代金を請求された」という相談が増えています。

定期購入の回数に条件はなくても、解約申し出が必要な場合もあります。

注文する前に契約内容や解約・返品の規定をしっかりと確認しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ